

## 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口に提示してください。

※現在お使いの保険証は、8月1日以降に町住民課まで返却していただきますようお願いいたします。  
問住民課 ☎ (57)4136

## 国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が更新されます

8月1日に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証(70歳以上の方)が更新されます。有効期限は、令和3年7月31日までとなります。

被保険者証は世帯主宛に一人一枚送付されます。発送は7月下旬を予定しておりますが、月末になっても届かない場合は、住民課保健医療係にお問合せください。

※下記のとときは、必ず14日以内に届出をお願いいたします。

国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、他市町村住民票、印鑑

問住民課 ☎ (57)4136

## 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

※支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する方は、必ず事前に電話でお問合せください。

### 【支給要件】

対象者①～③の全てに該当する方

- ①野木町国民健康保険又は栃木県後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ②お勤め先から給与の支払いを受けている方で、感染又は感染の疑いにより労務に服することができず、その期間が3日間を超える方
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方

### 【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

### 【支給額】

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数(支給対象となる日数)

### 【対象期間】

令和2年1月1日～9月30日の間で労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

問住民課 ☎ (57)4136



## ゆ〜らんど (野木町健康センター) お知らせ

住所 野木町南赤塚1514  
電話 0280(57)0755  
指定管理者 宮ビルサービス(株)  
休館日 火曜日

★7月のお風呂 温泉…(男女露天風呂) 11日(土)・12日(日)・25日(土)・26日(日)《西那須野温泉大鷹の湯》  
※開館時間 10時～20時 ※酒類の持ち込み禁止 ※ゆ〜らんどに入館する際に入場料が必要になります。  
※都合により変更、臨時休館になる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。